別紙様式第二号

○ 損 益 計 算 書

平成　　年　月　日 ～ 平成　　年　月　日　　（金額単位：円）

費用												収益											
科目	金額	保証業務	近代化資金	農業改良資金及び青年等就農資金	旧農業改良資金及び旧就農支援資金	一般資金等				共通	促進業務	科目	金額	保証業務	近代化資金	農業改良資金及び青年等就農資金	旧農業改良資金及び旧就農支援資金	一般資金等				共通	促進業務
						主務大臣指定資金等	うち金融公庫資金等	その他資金	小計									主務大臣指定資金等	うち金融公庫資金等	その他資金	小計		
（経常損益の部）												（経常損益の部）											
Ⅰ　事業直接費												Ⅰ　事業収入											
１．信用調査費												１．保証料											
２．事業推進費												２．調査費											
３．業務委託費												３．求償権利息及び貸付金利息											
４．債権管理費																							
（事業直接費小計）												（事業収入小計）											
Ⅱ　事業管理費																							
１．役員報酬																							
２．給与手当																							
３．法定福利費																							
４．厚生費																							
５．賞与引当金繰入																							
６．退職給付引当金繰入																							
７．旅費交通費																							
８．事務費																							
９．会議費																							
10．交際費																							
11．広報費																							
12．租税公課																							
13．施設費																							
14．減価償却費																							
15．雑費																							
（事業管理費小計）																							
Ⅲ　その他費用												Ⅱ　その他収益											
１．保険料												１．保険金											
２．再保証料												２．交付金											
３．保険納付金												３．回収金払戻金											
４．保険金等返還金												４．利子補給金											
５．再保証納付金												５．受取助成金											
６．支払準備金繰入・戻入（△）												６．雑収益											
７．保証責任準備金繰入・戻入（△）																							

8．求償権償却引当金繰入・戻入（△） 9．債務保証損失引当金繰入・戻入（△） 10．特別準備金及び特別支援金繰入・戻入（△） 11．求償権償却費 12．貸倒引当金繰入・戻入（△） （その他費用小計）												（その他収益小計）											
Ⅳ　財務費用 1．支払利息 2．有価証券売却損 （財務費用小計）												Ⅲ　財務収益 1．受取利息 2．有価証券利息 3．有価証券売却益 4．受取配当金 5．その他の財務収益 （財務収益小計）											
（経常費用計）												（経常収益計）											
（特別損益の部）												（特別損益の部）											
Ⅴ　特別損失 1．固定資産売却損 2．固定資産除却損 3．投資有価証券売却損 4．有価証券評価損 （特別損失小計）												Ⅳ　特別利益 1．固定資産売却益 2．償却債権取立益 3．投資有価証券売却益 （特別利益小計）											
費　用　合　計												収　益　合　計											
共通費用配賦額 保証平均残高割	（　）	（　）										共通収益配賦額	（　）	（　）									
共通費用配賦額 保証件数割	（　）	（　）																					
当 期 利 益 金																							
費用及び当期利益金合計												収 益 合 計 額											

（記載上の注意）

1　収益合計金額から費用合計金額を差し引いた額が負となる場合は、収益の部に「当期損失金」の科目を設けて記載し「収益合計額」を「収益及び当期損失金合計」とすること。

2　重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

(1)　記載金額の端数処理

(2)　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(3)　以上のほか、損益の状況を正確に判断するために必要な事項

3　法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

5　この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。

6　この表中「旧就農支援資金」とは、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第９条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。

7　この表中「農業改良資金」からは「旧農業改良資金」を除き、「青年等就農資金」からは「旧就農支援資金」を除くものとする。